

いわゆる政策立案を主とするもの、社会的な活動を主とするもの、教育・普及啓発を主とするものなどがあるが、このISEPは政策を立案し、政府に影響力を持ち、かつ地域での活動にも従事し、教育・普及啓発の面でも力を持った組織である。これをわずかな予算と人員でこなしているのだから、なかなかのものだと思う。一度ウェブサイト (<http://www.isep.or.jp/>) をじっくりご覧いただきたい。再生利用可能エネルギーの導入についての方向性ははっきり示されている。建築分野に従事される方は、今のうちにコンタクトを取った方がいいかもしれない。

もうひとつは、「早稲田環境塾」(2008・東京)である。毎日新聞の客員論説委員でもある早稲田大学特命教授の原剛氏が主宰する団体で、現場に根差した環境人材育成を進めている。今年は、地球環境問題の最大の焦点である中国の環境問題に関する講義が開講されている。塾の参加者はこれからの地球環境問題のキーパーソンになりそうな人材が多く、情報の発信源となりそうな予感がする。<http://waseda-ecoschool.jp>
最後に筆者が直接関連する団体のアドレスと、簡単なコメントを紹介しよう。

「W-BRIDGE」(2008・東京 <http://www.w-bridge.jp/>)。(株)ブリヂストンと早稲田大学の産学連携プロジェクトだが、ユニークなのは、地域を意識した民産学との連携を進めているところである。プロジェクトも多様で、とりわけ地球温暖化対策と生物多様性対策のバランスなどの分野を先取りして取り組んできた。

「NPO法人 バイオマス産業社会ネットワーク」(1999・千葉 <http://www.npobin.net/>)。バイオマスの利用について、つねに中立的な立場から、発言を続けてきた団体。とりわけ地球温暖化対策の特効薬(?)として一時話題となったバイオエタノールについては、各種のNGOと連携して、適切な利用に関するガイドラインをまとめ、先日まとまった経済産業省の指針などにも大きな影響を与えた。

◎紛争と調停

欠陥建築・近隣紛争とNPO

澤村 明 (新潟大学)

はじめに——本稿の対象

本稿では、欠陥建築と近隣紛争に携わるNPOなどについて考える。前者は、その欠陥建築を調査し欠陥を立証したり対策を講じるNPOである。後者は、NPOが近隣紛争を支援するケースであるが、それを主たる業務とするNPOは存在しないようだ。

欠陥建築とNPO

欠陥建築の鑑定で知られているのは、明治大学の中村幸安であろう。中村らは1990年ごろから「住まい110番全国ネットワーク」という運動を始めた。メディアが取り上げたこともあって、相談は増えたという。2000年8月に「NPO法人 建築Gメンの会」(2000・全国)を設立、認証されている。現在でも活動は続いており、次の世代へと承継されている。

が、こうした相談調査を主たる業務としたNPOはまだ少ない。消費者問題系、あるいはアフォーダブル住宅に取り組むNPOが、業務の一部として取り組む事例の方が多そうだ。

一方、さるローコスト系住宅企業のWebには下記のような表現がある。「……インターネットで検索してみるとよくわかるのですが、それでも欠陥住宅という言葉が次から次へと湧き出てくるのは、仕事のないごく一部の設計士が、欠陥住宅の無料相談窓口を開設してそこから商売につなげたいからに他なりません。

今流行のNPO法人を設立して、さも困った消費者を助けたいという顔をしているから困りものです。」

同一の文章が、数十社のWebに掲げられている*1。私自身も、このようなNPOではないが、困っている相談者に安からぬ調査費・鑑定料を請求する自称「NPO」について耳にしたことがある。

近隣紛争とNPO

近隣紛争に取り組むことを主たる業務とするNPOは、おそらく存在しない。まちづくりNPOが持ち込まれた紛争に対して、助言したり専門家としてなんらかの業務を行うという事例がほとんどであろう。

近隣紛争の場合、適法な行為にするためのイレギュラーな作為が伴っているとして疑義を申し立てるか、あるいは適法であっても民事的な損害があることを訴えるか、どちらかであり、専門知識が求められる。そこに専門家が関与することになるのだが、近隣住民との間に信頼関係を結べないケースが多い。それ以上に、近隣住民が目前の問題を解決することで頭がいっぱいであるのに対し、建築家や都市計画家は、そういう問題が起こらないように地域全体の将来像をどうすべきかと考えるので、基本的スタンスにズレがある。両者の意図が一致して、息の長い地域整備に結びついている例は、少数である。

また、伝聞だが、開発サイドが近隣対策のために「NPO」を使っている、という事例もあるらしい。社会的に誉められない活動を行っているNPOの存在は確認されているので、建設業界でも存在するだろう。

建築紛争以外でも建築業界の専門家に関

与したダークな事例もある。さる被災地に入ってきた専門家が、住宅復旧に取り組むとして任意団体のNPOを立ち上げた。活動実績が出てきたところで、その被災自治体から大きな業務を受注し、前受金を受け取って行方不明になり、任意団体であるために責任も問えない、という。

NPOを見抜けるか

では、どういうNPOなら信用できるのか。第一に、その主たるスタッフが、建築技術に精通した者と法律に詳しい者の両方が必要である。また、情報公開を行っているか(NPO法人は義務付けられている)、公開情報は十分かつ毎年欠かさず公開しているか、も重要である。

欠陥住宅に関しては、活動実績と主宰者のバックグラウンドで消費者サイドかどうか、あるいは上記引用のような「仕事のないごく一部の設計士の商売」であるかの推測が可能である。

近隣紛争に関しては、おそらく、その調査解決を専門とするNPOを設立・存続することは困難であろう。まちづくりや住宅問題を専門とするNPOに相談することになるが、そうした助っ人の能力よりも、むしろ住民側の覚悟が問われる。戦う主役の腰が据わらなければ、優秀な参謀であっても勝ちを授けられない。勝てるとすれば、その紛争の被害者の中に専門家なりNPOが当事者として参加している場合であって、そういう地元の専門家なりNPOを見つめられるかどうか、ということになる。

2008年12月から新しい公益法人制度がスタートし、非営利であれば一般社団法人・一般財団法人が登記のみで設立できるようになった。欠陥建築・近隣紛争に関しても、公益性を欠く非営利法人がつけられるだろう。「良心的に」活動したいNPOは、自らの活動内容を積極的かつ透明に公開していく必要がある。

注

*1——2010年5月15日現在、google検索による。Webのひな形があるようだ。

参考文献

- ★A——『財界にいがた』2010年5月号、pp.124-128
- ★B——澤村明『まちづくりNPOの理論と課題 増補改訂版』(松香堂、2009)pp.253-268